

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付）【融資対象者(1) 脱炭素経営】			
目 的	中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者	【融資対象者(1)】 県内で事業を営む中小企業者等で、脱炭素経営に積極的に取り組む者として、次の①から⑤のいずれかに該当する者 ① 「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」を融資申込日以前 2 年以内に受診した者 [その他のポイント 1.] ② 「エコアクション21」の認証・登録事業者 [その他のポイント 2.] ③ 「再エネ100宣言 RE Action」参加事業者 [その他のポイント 3.] ④ 「ひょうご脱炭素経営スクール」を融資申込日以前 3 年以内に修了した者 [その他のポイント 4.] ⑤ 「ひょうご版再エネ100」の登録事業者 [その他のポイント 5.]			
資金使途	設備資金及び運転資金 [その他のポイント 6. 7.] (ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途は対象外)			
借 換	既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1. 3 5 % (固定)	期 間	1 5 年以内 (うち据置 2 年以内)
	限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける (取扱金融機関が認める場合は不要)		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象 (責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く)		
	保証料軽減措置	あり (基準料率から 2 割軽減) [その他のポイント 8.]		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要)		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類	(1) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) (信用保証を付す場合) (1) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 2 号) (信用保証を付さない場合)			
添 付 書 類	(2) 「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」の診断報告書、受診結果報告書など診断を受診したことが分かる書類の写し (融資対象者①の場合) (2) 「エコアクション21」の認証・登録証の写し (融資対象者②の場合) (2) 「再エネ100宣言 RE Action」の参加証など参加していることが分かる書類の写し (融資対象者③の場合) (2) 「ひょうご脱炭素経営スクール」の修了認定証の写し (融資対象者④の場合) [その他のポイント 4.] (2) 「ひょうご版再エネ100」の登録通知など登録していることが分かる書類の写し (融資対象者⑤の場合) (3) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	※「ひょうご脱炭素経営スクール」の修了認定証を確認できない場合、 兵庫県環境政策課に問い合わせ [その他のポイント 4.] 中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認※ ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ← 保証承諾 ← 【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント 9.]			

1. **<対象者①関連>「省エネ最適化診断」**は一般財団法人省エネルギーセンターが実施するもの、「省エネ診断」は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネお助け隊によるものが対象です。

また、診断報告書等の作成日又は診断実施日が、融資申込日以前2年以内であることが必要です。

各診断の詳細は、各診断事業のホームページをご確認いただくか、各診断事業の実施団体にお問い合わせください。

2. **<対象者②関連>** 認証・登録証に記載の有効期限内に融資申込を行う必要があります。「エコアクション21」の詳細は、「エコアクション21」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。

3. **<対象者③関連>** 融資申込日時点で参加していることが必要です。「再エネ100宣言 RE Action」の詳細は、「再エネ100宣言 RE Action」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。

4. **<対象者④関連>** 修了認定証記載の修了日が、融資申込日以前3年以内であることが必要です。「ひょうご脱炭素経営スクール」の詳細は、「ひょうご脱炭素経営スクール」のホームページをご確認いただくか、兵庫県環境政策課（078-362-3284）にお問い合わせください。

また、修了認定証を紛失しているなど、修了を書類にて確認できない場合は、兵庫県環境政策課までお問い合わせください。

5. **<対象者⑤関連>** 融資申込日時点で登録されていることが必要です。「ひょうご版再エネ100」の詳細は、「ひょうご版再エネ100」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。

<以下、対象者①から⑤共通>

6. 脱炭素経営に関連する資金使途か否かを問わず、一般的な設備資金又は運転資金にご利用いただけます。ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途[※]は対象外とします。

※例として、「設備更新を行うが、更新前の設備と比較して省エネ性能が劣る設備を導入する場合」、「再エネ電力を購入していた事業者が、非再エネ電力の調達に資金を要する場合」などが想定されます。

7. 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含まれます。

8. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

9. 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び添付書類（診断報告書の写し、認証・登録証の写しなど）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-1 【再生可能エネルギー】【省エネルギー】【次世代自動車】】			
目 的	中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者	【融資対象者(2)-1】 県内で事業を営む中小企業者等で、環境保全に資する設備の新設・更新をしようとする者			
資金使途	環境保全に資する次の①から③のいずれかに該当する設備資金〔その他のポイント1.2.〕 ①【再生可能エネルギー】 太陽光発電等再生可能エネルギー利用施設・設備の新設又は更新 〔その他のポイント3.〕 ②【省エネルギー】 省エネルギー施設・設備の新設又は更新〔その他のポイント4.〕 ③【次世代自動車】 燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車の購入〔その他のポイント5.6.7.〕			
借 換	既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年1.35%（固定）	期 間	15年以内（うち据置2年以内）
	限 度 額	1企業・1組合 2.8億円	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント8.〕		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類	(1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (1) 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添 付 書 類	(2) 脱炭素・環境保全貸付事業計画書 ①【再生可能エネルギー】.....様式第4号 ②【省エネルギー】.....様式第5号 ③【次世代自動車】...様式第6号 (3) 施設・設備の設計図、仕様書、パンフレット等の写し（①【再生可能エネルギー】、②【省エネルギー】の場合） (4) 購入する車両のカタログ等及び見積書の写し（③【次世代自動車】の場合） (5) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 → 実行報告 → 県 ← 実行 ← 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント9.〕			
そ の 他 の ポ イ ン ト	1. <資金使途①から③共通> 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含みます。 2. <資金使途①から③共通> 本貸付を自治体が実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。）			

3. <①【再生可能エネルギー】関係>

発電設備の設置において、発電した電力を全て売電する場合は本貸付の対象外とします。

対象となる再生可能エネルギー利用施設・設備の例としては、太陽光発電、（再生可能エネルギーを対象とする）蓄電池、木質バイオマスボイラー（熱利用）などがあります。

対象施設・設備に該当するか不明な場合は、県環境部環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。

4. <②【省エネルギー】関係>

対象となる省エネルギー施設・設備の例としては、以下のようなものがあります。対象施設・設備に該当するか不明な場合は、県環境部環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。

（ア 断熱性能の向上に資する設備又は改修工事（二重窓、高断熱サッシ、遮熱工事等）

イ 省エネ対策に貢献する高効率設備（LED照明設備、ボイラー、コンプレッサー、冷凍庫、給湯設備、換気設備 など） ウ エネルギー管理システム エ バイオマス熱供給設備 オ コージェネレーション設備

5. <③【次世代自動車】関係>

燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車の代表的な車種は、以下のようなものがあります。対象車種に該当するか不明な場合は、県環境部水大気課（078-362-3287）へお問い合わせください。

（ア 燃料電池自動車 : トヨタMIRAI

イ 電気自動車 : 日産リーフ、テスラモデルS、BMW i3

ウ 水素エンジン車

6. <③【次世代自動車】関係>

新車で購入する場合が対象です。融資申込日時点で新車登録済の車両は、対象になりません。

また、事業に要する車両が対象です。（緑ナンバーか否かは問いません）

7. <③【次世代自動車】関係>

車両本体、架装、附属品等の購入費に加え、登録諸費用、自動車取得税等も対象になります。

<以下、資金使途①から③共通>

8. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基 準 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2 割 軽 減 後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

9. 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び脱炭素・環境保全貸付事業計画書（様式第4号から第6号のいずれか）及び添付書類について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-2 【公害防止】【工場緑化】【排出基準未満自動車の買い替え】】			
目 的	中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者	【融資対象者(2)-2】 県内で事業を営む中小企業者等で、環境保全に資する設備の新設・更新をしようとする者			
資金 使 途	環境保全に資する次の①から③のいずれかに該当する設備資金〔その他のポイント1.2.〕 ①【公害防止】 公害防止設備等の設置、移転等〔その他のポイント3.〕 ②【工場緑化】 県条例に基づく工場緑化行為〔その他のポイント4.〕 ③【排出基準未満自動車の買い替え】 NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え 〔その他のポイント5.〕			
借 換	既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年1.35%（固定）	期 間	15年以内（うち据置2年以内）
	限 度 額	1企業・1組合 2.8億円	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント6.〕		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類・添 付 書 類	<①【公害防止】のうち、公害の防止等に必要な設備の設置又は補修の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第7号） (3) 誓約書（様式第7号別記） (4) （騒音、振動又は悪臭に係るものの場合）当該設備の設置を必要とする市町長の意見書（様式第7号の2）及び公害による苦情がある場合は、公害処理記録（県又は市町に保管のもの）の写し (5) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書 (6) 設備の設置又は補修に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し (7) 工場内の平面図（機械設備の配置図を含む） (8) 工場等の付近見取図 (9) 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し（又は他法令により官公庁に届けた書類の写し） (10) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
	<①【公害防止】のうち、現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第7号） (3) 誓約書（様式第7号別記） (4) 公害処理記録（県又は市町に保管のもの）の写し又は移転を必要とする市町長の意見書（様式第7号の2） (5) 工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第7号の3） (6) 移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む）並びに付近の見取り図 (7) 建築基準法等法令による許認可書の写し			

申込書類・添付書類	(8) 移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し (9) 移転に要する費用の請負業者等との契約書又は見積書の写し (10) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書 (11) 設備の設置又は補修に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し (12) 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し（又は他法令により官公庁に届け出た書類の写し） (13) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 <②【工場緑化】の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第 7 号） (3) 誓約書（様式第 7 号別記） (4) 緑化に伴う請負業者等との見積書又は契約書の写し (5) 工場等の平面図（樹木等の配置図を含む） (6) 工場等の付近見取図 (7) 「環境の保全と創造に関する条例」による特定工場等緑化計画届受理書の写し (8) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 <③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資申込書（様式第 8 号） (3) 誓約書（様式第 8 号別記） (4) 見積書及び購入車種のカatalog、諸元表 (5) 事業場等の平面図（車庫等の配置図を含む） (6) 事業場等の付近見取図 (7) 廃車予定車両の自動車車検証の写し (8) 事業の許認可証の写し (9) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
融資フロー	1. <融資申込～融資実行> ア 融資を希望する中小企業者等は、上記の申込書類及び添付書類を取扱金融機関に提出し、融資申込を行ってください。 （なお、市町長は、中小企業者等から融資申込に係る相談があったときは、企業の規模、公害の発生状況、公害発生に対する措置、公害防止計画及びその他必要な事項について調査又は指導し、公害処理記録の写し若しくは移転を必要とする市町長の意見書（様式第 7 号の 2）、又は工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第 7 号の 3）を交付するものとします。） イ 取扱金融機関は、申込書類及び添付書類の記載内容を確認の上、送付書（様式第 7 号の 4（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第 8 号の 2））を添えて、県環境政策課（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は県水大気課）へ送付してください。 県環境政策課（又は県水大気課）は、申込書類及び添付書類の内容を審査の上、融資を適当と認めたときは融資額決定通知書（様式第 7 号の 5（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第 8 号の 3））にて、不適当と認めたときはその旨を、取扱金融機関宛て通知します。 （なお、県環境政策課（又は県水大気課）は、必要に応じて、申込書類及び添付書類を県地域経済課に回付し、融資条件等について意見を確認し、また、技術審査を必要と判断した場合には、県自然・鳥獣共生課、県環境整備課又は関係機関等に回付し、融資の適否について意見を認めるものとします。） ウ 取扱金融機関は、融資額決定通知書（様式第 7 号の 5 又は第 8 号の 3）の送付があった場合は、速やかに融資の可否を審査し、兵庫県信用保証協会の信用保証を付した上で（信用保証が不要な場合を除く）、融資を実行してください。なお、融資を不能と判断した場合は、その旨を県環境政策課（又は県水大気課）へ通知してください。

融資フロー	エ 取扱金融機関は、保証協会の保証を付さず本貸付を実行した場合、申込書類及び添付書類について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せて県地域経済課へデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です） （なお、県環境政策課は、融資実行の報告があった場合には様式第7号の6により、融資不能の通知を受けた場合は様式第7号の7により、意見書等を交付した市町長に通知するものとします） 2. <着手報告～完成報告> ア 中小企業者等は、融資を受けた場合は、速やかに設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化又は自動車の購入に着手するとともに、着手報告書（様式第7号の8）を県環境政策課へ送付してください（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合を除く）。 イ 中小企業者等は、融資申込時の計画に変更（軽微な変更は除く）を生じた場合は、速やかに計画変更願（様式第7号の9（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第8号の4））を県環境政策課（又は県水大気課）に提出し、その承認を受けてください。（なお、県環境政策課（又は県水大気課）は、技術審査を必要と判断した場合には、県自然・鳥獣共生課、県環境整備課又は関係機関等に回付し、変更の適否について意見を確認するものとします。） ウ 中小企業者等は、設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化の進捗状況の報告を求められた場合は、進捗状況報告書（様式第7号の10）を県環境政策課へ送付してください。 エ 中小企業者等は、設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化又は自動車の購入が完了した場合は、完成報告書（様式第7号の11及び第7号の11別記）（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は購入報告書（様式第8号の5及び第8号の5別記））を県環境政策課（又は県水大気課）へ送付してください。
その他のポイント	1. <資金使途①から③共通> 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含まれます。 2. <資金使途①から③共通> 本貸付を自治体が実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。） 3. <①【公害防止】関係> 以下のア又はイのいずれかを対象とします。 ア 公害の防止・産業廃棄物の処理等に必要な設備で、別紙「公害防止等設備一覧」に該当するものの設置又は補修に要する資金 イ 現在地において公害を防止し難い工場等で、十分な公害対策を行うことを条件として知事が特に移転を必要と認めた場合の移転先の用地の取得、建物の建築又は購入及び移転に要する資金 対象設備に該当するか不明な場合は、県環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。 4. <②【工場緑化】関係> 工場等の敷地内において、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金が対象となります。 5. <③【排出基準未満自動車の買い替え】関係> 以下のアの自動車を解体・廃車し、その代替として以下のイの自動車を購入する場合が対象です。 ア 申込人が所有する「NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車」 ※該当するか否かは、別紙「NOx・PM法の車種規制」を参照ください。 ※また、「NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車」の車検証には、備考欄に「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」という記載がありますので、こちらもご確認ください。 ※解体・廃車は融資申込日の翌日以降に行われる必要があります。（融資申込日時点で解体・廃車されている場合や、自動車を下取りに出す場合は、対象となりません）

※解体・廃車したことの証明として、以下のいずれかの書類が必要です。

- ・自動車リサイクル法に基づく使用済自動車引取証明書の写し（引取業者から交付されるもの）
- ・登録事項証明書の写し（備考欄に「永久抹消済」と記載されるもの）

※「抹消登録」と記載されるもの（輸出抹消や解体を前提としない16条抹消）は、該当しませんのでご注意ください。

イ「NOx・PM法の排出基準を満たす自動車」（規制の適用外である自動車を含む）

※新車で購入する場合が対象であり、融資申込日時点で新車登録済の車両は、対象になりません。

※また、事業に要する車両が対象です。（緑ナンバーか否かは問いません）

※購入する車両の本体、架装、附属品等の購入費に加え、登録諸費用、自動車取得税等も対象になります。

<資金使途①から③共通>

6. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%